

監査委員公表第1号

工事監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき工事監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年7月29日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 前田 憲一郎

1. 監査の種類

随時監査（工事監査）

2. 監査の実施日

令和4年5月19日（木）

3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

監査委員 前田 憲一郎

4. 監査対象とした工事

- ・一色地内（兎沢）復旧工事
- ・公共下水道釜野汚水枝線工事（その33）

5. 監査の着眼点

監査にあたっては、計画、設計、契約、施工等、各工事が適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

6. 監査の実施内容

各課から提出された工事請負契約書、設計図書及び工事関係書類の審査を行うとともに、工事に至る経緯、工事全体の概要、執行状況等について説明を受けた。

7. 監査結果

各工事の計画、設計、契約、施工、検査等の各段階における事務的観点から監査を行った結果、いずれも適正に執行されているものと認められた。

以上